

議案第19号  
令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第13号）

資料1（356） 公益施設管理運営事業 指定管理料の損失補填について

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公益施設（さらら仁川・ピピアめふ）の臨時休館を実施したことにより、利用料金の減収が発生したため、減収分等について指定管理料の増額を行う。

2 概要

(1) 県からの休業要請期間（4月15日～5月22日）

- ア 内容 対象期間中の施設の運営費用（当該期間の指定管理料や他からの補填等で補うことができない分に限る）

イ 内訳 (単位：円)

対象期間中の施設の運営費用	7, 329, 985
対象期間中の指定管理料相当額（事業費を除く）	△4, 034, 246
合計	① 3, 295, 739

(2) 県からの休業要請期間とは別に、市が臨時休館を要請した期間

(4月1日～14日、5月23日～31日)

- ア 内容 休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入（休館に伴い不要となった光熱水費を除く）

イ 内訳 (単位：円)

対象期間中の利用料金収入の積算額	1, 843, 439
休館に伴い不要となった光熱水費	△364, 486
合計	② 1, 478, 953

(3) 指定管理料増額分（①+②） 4, 774, 692円